

「5000 万件の名寄せ」及び「ねんきん特別便」について

平成 20 年 2 月 26 日

社 会 保 険 庁

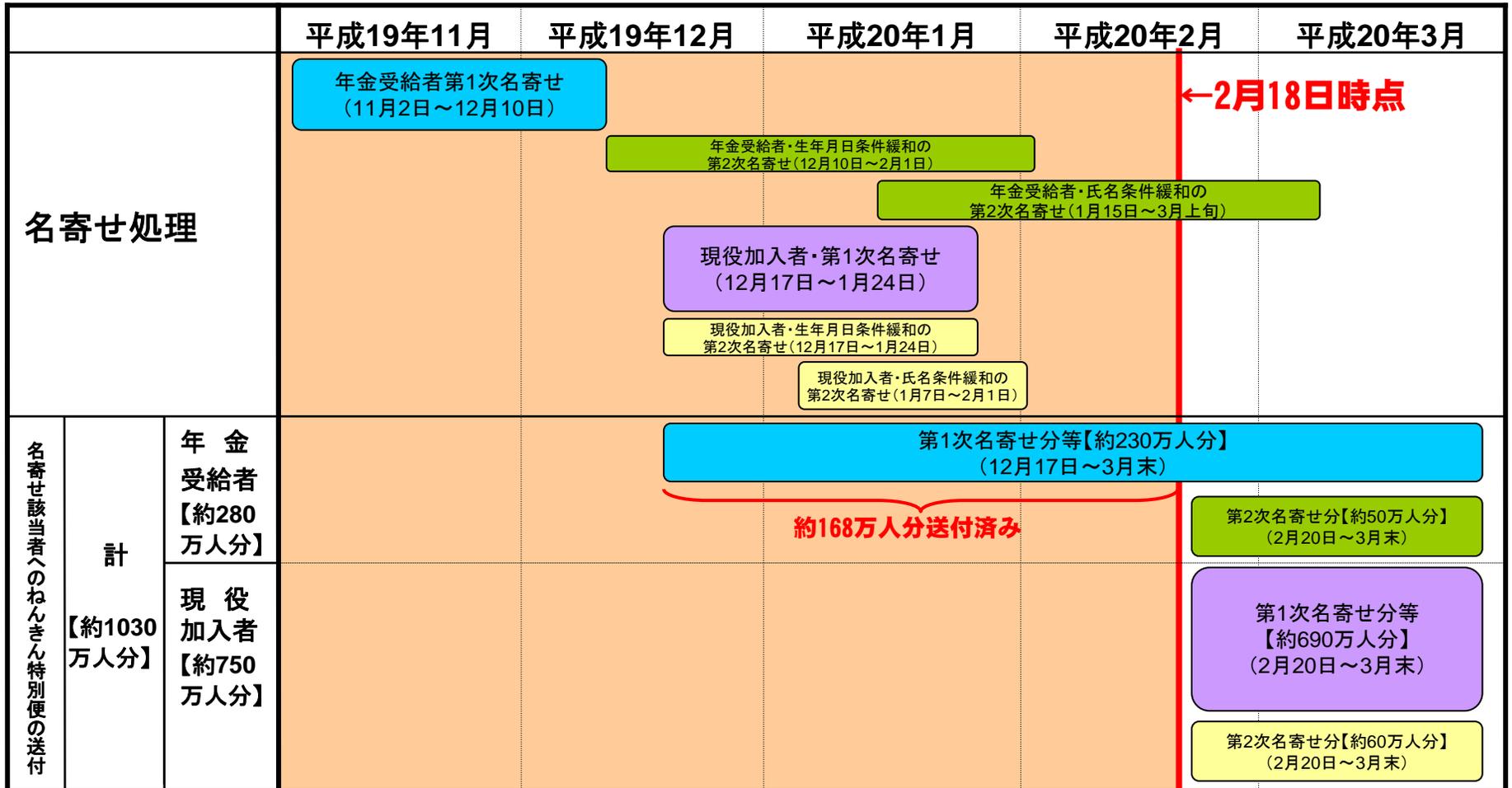
(目 次)

- ・ 「5000 万件」の名寄せ及び「ねんきん特別便」送付の進捗状況(2 月 18 日現在) 1
- ・ 「ねんきん特別便」の発送予定件数について 2
- ・ 「ねんきん特別便」の回答状況について 3
- ・ 「年金記録問題に関する今後の対応」(平成 20 年 1 月 24 日年金記録問題に関する関係閣僚会議決定)・・・ 5
等を踏まえた「ねんきん特別便」に関する取組について
- ・ 相談体制の強化について 11

(別添資料) 全ての受給者の方に送付する「ねんきん特別便」(平成 20 年度分)の様式等

「5000万件」の名寄せ及び「ねんきん特別便」送付の進捗状況(2月18日現在)

- 「5000万件」の未統合記録と1億人の年金受給者・現役加入者の記録のコンピュータ上での突合せ(名寄せ)を3月上旬までに、その結果記録が結び付く可能性がある方々への「ねんきん特別便」の発送を3月末までに、それぞれ終わられる見込みが立ったところ。
- 3月までの「ねんきん特別便」によってもなお統合できずに残る記録については、4月以降も、
 - ①5月までに全ての受給者に、10月までに全ての現役加入者に「ねんきん特別便」をお送りし、国民お一人お一人に記録をご確認いただく
 - ②これと並行して、記録の内容に応じた調査・照会等の対策を講じる
 ことにより、記録の統合を粘り強く進めていく。
- 4月から発送するすべての年金受給者への「ねんきん特別便」については、プログラム開発がほぼ終了したところ。



(注) 発送対象者数は、現時点での見込み値である。

「ねんきん特別便」の発送予定件数について

平成19年12月11日時点(推計)

平成20年2月15日時点(見込み)

第1次名寄せ分	第1次名寄せ分等
約850万人 【約1100万件】	約920万人 【約1090万件】

年金受給者	約250万人 【約300万件】
-------	--------------------

年金受給者	約230万人 【約270万件】
-------	--------------------

現役加入者	約600万人 【約800万件】
-------	--------------------

現役加入者	約690万人 【約820万件】
-------	--------------------

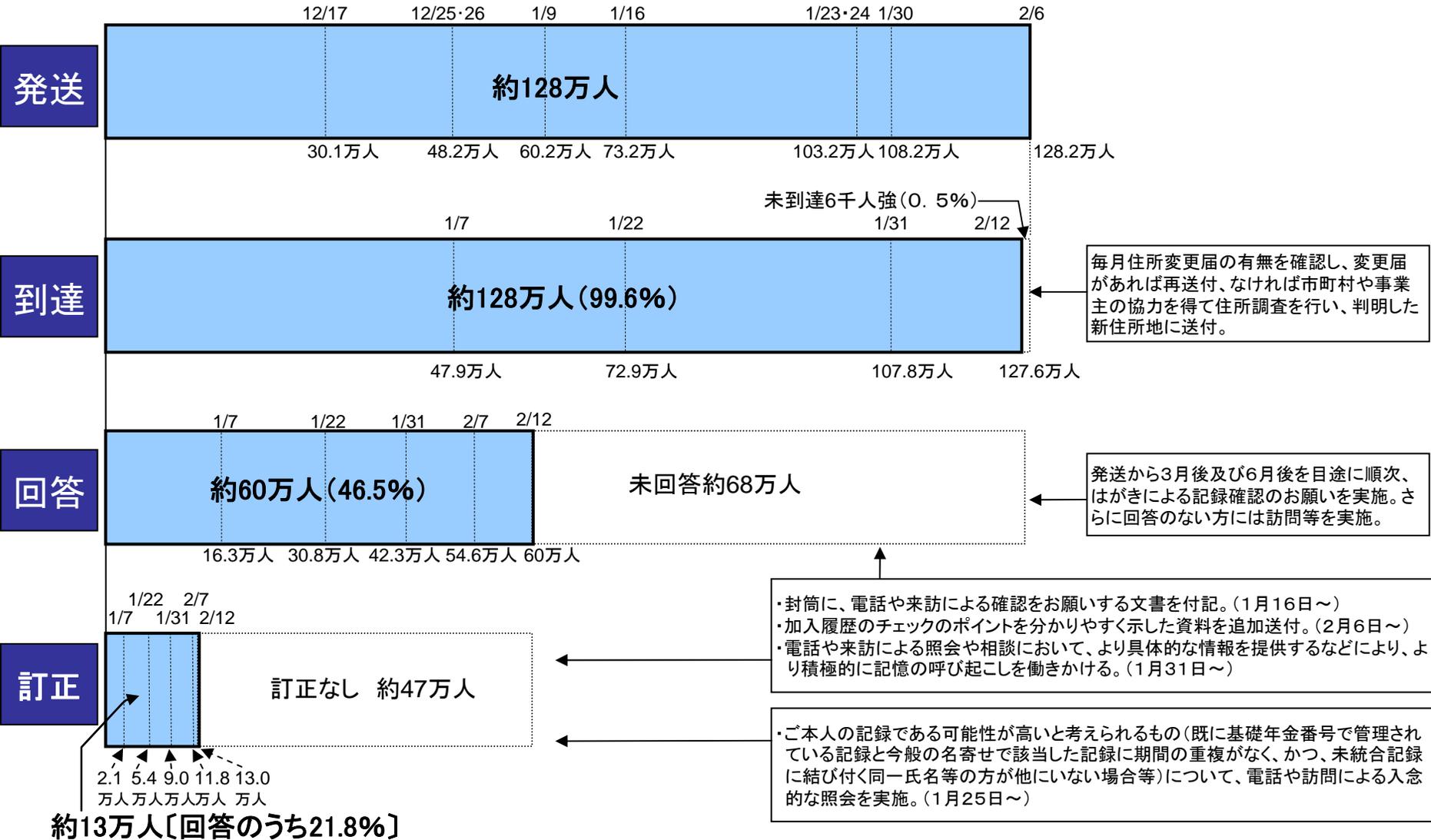
※ 第1次名寄せ分等には、年金手帳記号番号払出簿等を参照して氏名等を補正した記録分（第1次・第2次名寄せを同時に実施）が含まれている。

第2次名寄せ分	第2次名寄せ分
約100万人～200万人	約110万人 【約115万件】

年金受給者	約50万人 【約55万件】
現役加入者	約60万人 【約60万件】

「ねんきん特別便」の回答状況について(2月12日現在)

社会保険庁



(注)「訂正」は、社会保険事務所等で受け付けた「年金加入記録照会票」の数である。

「ねんきん特別便」についての発送・相談・回答状況

平成20年2月26日
社会保険庁

1. 「ねんきん特別便」発送状況（2月12日現在）

	12月分	1月分	2月分	累計
発送件数	481,717件	600,279件	200,170件	1,282,166件
未到達件数	1,430件	2,983件	1,649件	6,062件

※12月17日から発送開始

2. 「ねんきん特別便専用ダイヤル」への相談状況（2月12日現在）

	12月分	1月分	2月分	累計
総呼数	42,649件	95,525件	35,874件	174,048件
応答呼数	39,395件	87,675件	34,110件	161,180件
応答率	92.4%	91.8%	95.1%	92.6%

3. ねんきん特別便相談・回答の受付状況（2月12日現在）

	12月分	1月分	2月分	累計
来訪相談・郵送受付件数	103,084件	333,802件	177,934件	614,820件
記録の訂正の受付件数(※1)	15,710件	74,063件	39,963件	129,736件
記録の訂正無しの場合の受付件数(※1)	84,282件	248,461件	133,783件	466,526件
相談のみ(※2)	2,708件	9,306件	2,949件	14,963件
その他(※3)	384件	1,972件	1,239件	3,595件

※1…社会保険事務所、年金相談センター及び社会保険業務センターで受付けた件数の合計である。

※2…ねんきん特別便についての相談のみで、回答の提出がなかったものである。

※3…回答を既に提出された方からの相談など、他の区分にあてはまらないものである。

※件数については速報値のため、修正される場合があり得る。

「年金記録問題に関する今後の対応」（平成20年1月24日年金記録問題に関する関係閣僚会議決定） 等を踏まえた「ねんきん特別便」に関する取組について

① 「必ずご確認・ご連絡をお願いします」の同封

- 加入履歴のチェックポイントを分かりやすくお示しした資料を新たに「ねんきん特別便」に同封（2月6日発送分～）。すでに「ねんきん特別便」を送付した方に対しても追加送付。

② 「ねんきん特別便相談対応マニュアル」の改訂

- 「年金記録問題作業委員会」において取りまとめた「ねんきん特別便に係る今後の情報提供について」等を踏まえて改訂し、来訪や電話による相談対応に際して、相談者の方に対して懇切丁寧により具体的な情報をお伝えし、相談者の方の記憶の呼び起こしを積極的に働きかけることとした（1月31日～）。

③ 政府広報等による注意喚起

- 当面の政府広報等は、これまでの状況を踏まえ、以下の点に留意して実施。
 - ・ ご本人による回答の前に、社会保険事務所や「ねんきん特別便専用ダイヤル」等に照会していただくよう促す。
 - ・ 受け取る年金額が増額となる具体例を示す。
 - ・ 特に、平成8年12月以前に旧姓で年金に加入していた方に対して重点的に注意喚起を行う。

【備考】

- ・ 「訂正なし」の回答への対応については、当面の対応として、ご本人の記録である可能性が高いと考えられるもの（すでに基礎年金番号で管理されている記録と今般の名寄せで該当した記録に期間の重複がなく、かつ、未統合記録に結び付く同一氏名等の方が他にいない場合等）について、電話や訪問による入念的な照会を開始したところ。

必ずご確認・ご連絡をお願いします

年金受給者用

あなたの年金に結び付く可能性のある年金加入記録がみつかりました。

記録が変われば年金支給額が増える可能性が高いので、お送りしたねんきん特別便の「あなたの加入記録」の部分を確認していただき、必ず、年金加入記録照会票に記入の上、社会保険事務所におこしいただくか、ねんきん特別便専用ダイヤル(0570-058-555)にご連絡をお願いします。

社会保険事務所窓口や、ねんきん特別便専用ダイヤルでは、あなたの年金に結び付く可能性のある記録の情報をお伝えし、確認します。

※以下は、一つの記載例ですが、赤字の㊦ ㊧ ㊨の見方を参考に確かめてください。

② 番号	③加入制度	④お勤め先の名称または共済組合名等	⑤資格取得年月日	⑥資格喪失年月日	⑦加入月数
1	船保	ABC船舶	昭和37. 4. 1	昭和46. 10. 1	114
2	国年	国民年金	昭和46. 10. 1	昭和58. 10. 1	144
3	厚年	年金鉱山株式会社	昭和59. 10. 1	昭和61. 11. 1	25
4	厚年	東京株式会社	平成 1. 4. 1	平成 3. 4. 1	24
5	共済	〇〇共済組合	平成10. 4. 空欄	平成13. 8. 空欄	40
6	国年	国民年金	平成13. 8. 1	平成14. 4. 1	8

㊦ この前の期間について、加入歴はございませんでしょうか？

㊧ 空白の期間について、加入歴はございませんでしょうか？

㊨ このあとの期間について、加入歴はございませんでしょうか？

1年間の空白

2年5ヶ月間の空白

7年間の空白

必ずご確認・ご連絡をお願いします

被保険者用

あなたの年金に結び付く可能性のある年金加入記録がみつかりました。

記録が変われば年金支給額が増える可能性が高いので、お送りしたねんきん特別便の「あなたの加入記録」の部分を確かめていただき、必ず、年金加入記録照会票に記入の上、社会保険事務所におこしいただくか、ねんきん特別便専用ダイヤル(0570-058-555)にご連絡をお願いします。

社会保険事務所窓口や、ねんきん特別便専用ダイヤルでは、あなたの年金に結び付く可能性のある記録の情報をお伝えし、確認します。

※以下は、一つの記載例ですが、赤字の㊦ ㊧ ㊨の見方を参考に確かめてください。

② 番号	③加入制度	④お勤め先の名称または共済組合名等	⑤資格取得年月日	⑥資格喪失年月日	⑦加入月数
1	船保	ABC船舶	平成 4. 4. 1	平成 5. 10. 1	18
2	国年	国民年金	#平成 5. 10. 1	平成 7. 5. 1	19
3	厚年	東京株式会社	#平成 7. 4. 1	平成 8. 4. 1	12
4	共済	〇〇共済組合	平成 8. 10. 00	平成12. 4. 00	42
5	厚年	高井戸社会保険 株式会社	平成16. 4. 1	空欄	43

㊦ この前の期間について、加入歴はございませんでしょうか？

「#」は加入期間の重複を表します。これが表示されている場合も、ご連絡をお願いします。

㊧ 空白の期間について、加入歴はございませんでしょうか？

6ヶ月間の空白

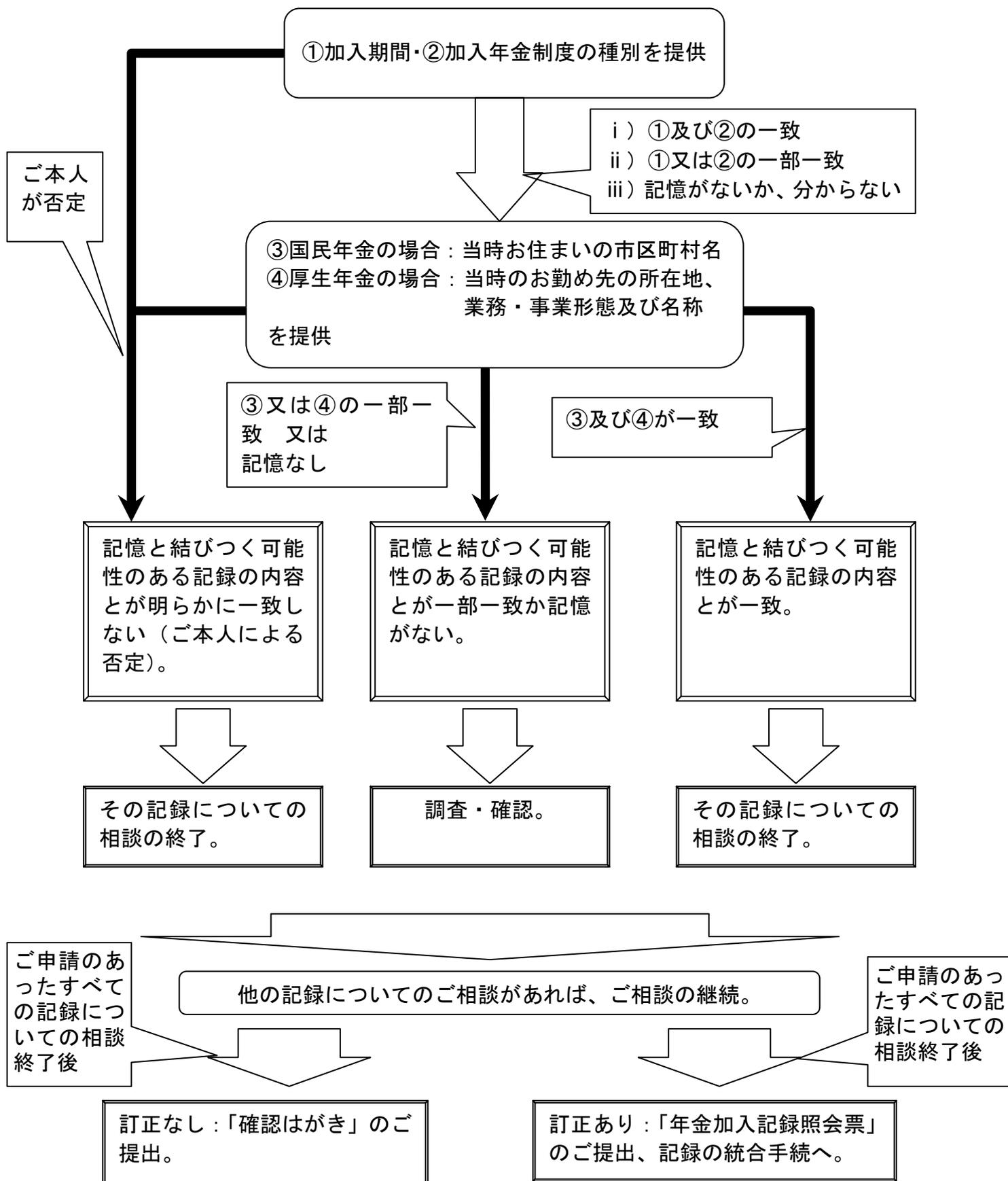
4年間の空白

空欄

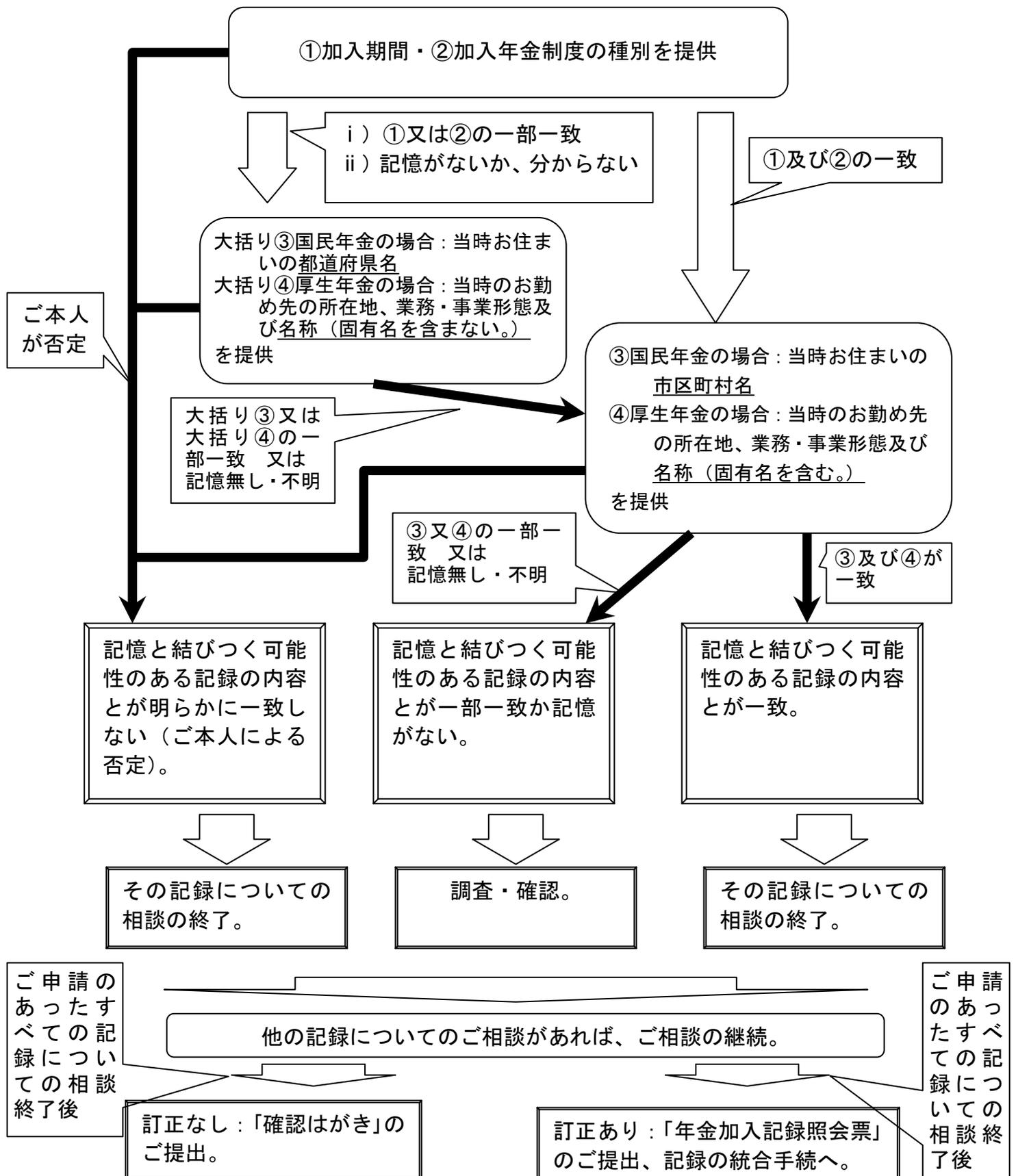
年金制度に加入しなくなった年月日を表示しています。現在加入中である場合は空欄となります。

㊨ このあとの期間について、加入歴はございませんでしょうか？

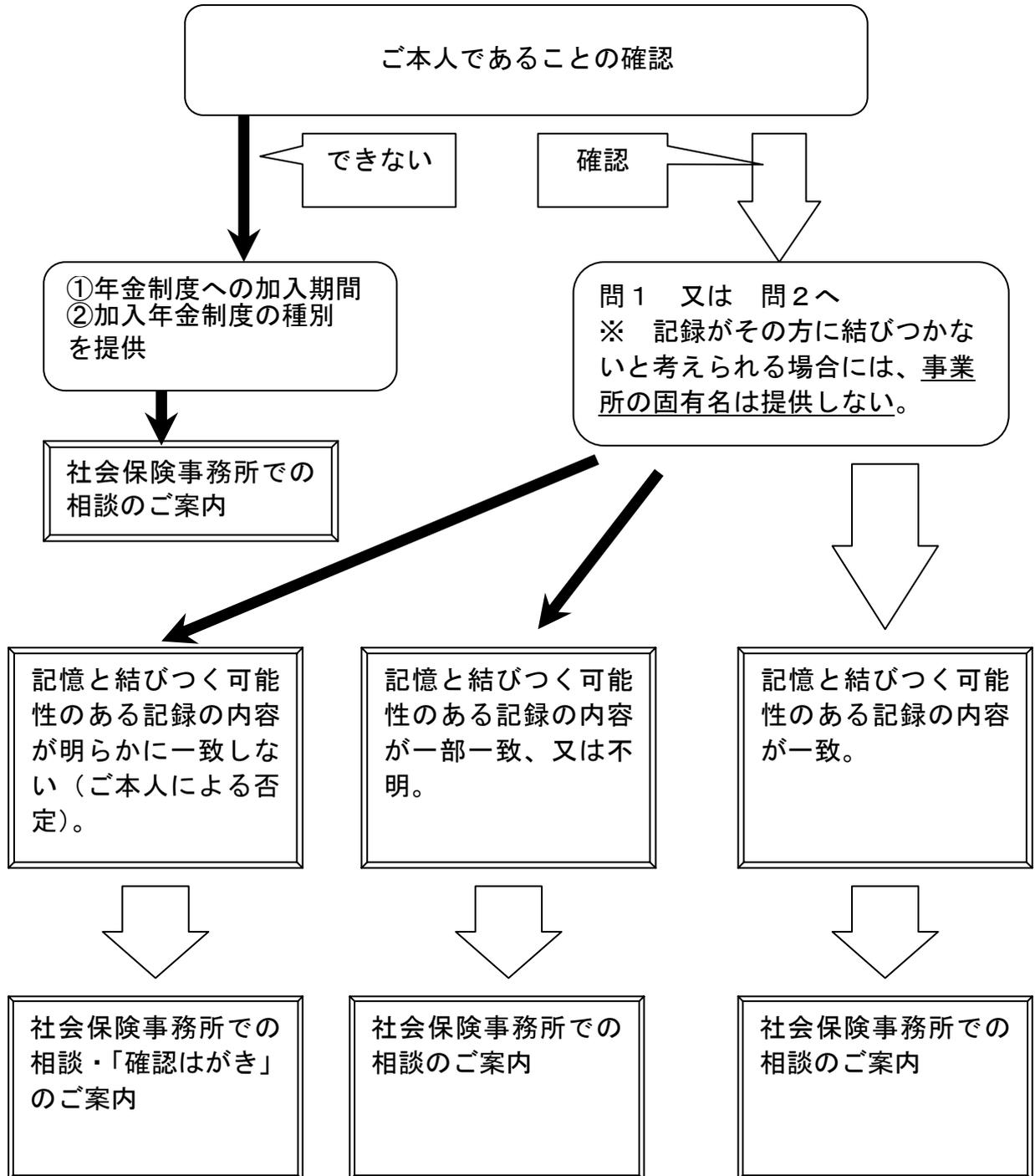
コンピュータ上の突合せにより出てきた記録が相談に来られた方のものである蓋然性が高い場合の来訪相談の流れの概要



コンピュータ上の突合せにより出てきた記録が相談に来られた方のものである蓋然性が高い場合以外の場合（問1の対象となった相談者以外の相談者の場合）の来訪相談の流れの概要



電話相談の流れの概要



相談体制の強化について

① 社会保険事務所等の相談体制の拡充

「ねんきん特別便」の送付の本格化に伴い、相談体制を順次拡充。

○ ねんきん特別便専用コールセンターの最大席数

350席（19.12.17）→ 700席（20.1.21）→ 1000席（20.2.12）（→最大1300席まで拡充）

○ 社会保険事務所の窓口相談

- ・ 来訪相談用の臨時相談窓口の設置
- ・ 社会保険庁OB、社会保険労務士等に協力を求め、相談窓口配置
- ・ 来訪相談の増加、相談後の記録の確認・補正業務に他の部門の職員を弾力的に配置
- ・ 事務所間の職員の配置の弾力化

○ 出張相談等の実施

② 社会保険労務士の協力による相談の実施

身近な場所で気軽に相談できるようにするため、社会保険労務士の協力を得て、以下について着手又は準備中。

- ・ 全国の社会保険労務士事務所及び都道府県社会保険労務士会の年金相談センターで相談を実施
- ・ 協力を得られる市区町村、郵便局、農漁協において、社会保険労務士による相談を実施
- ・ 各都道府県社会保険労務士会に窓口装置（WM）を貸与予定
- ・ これらの取組に係る周知・広報

「ねんきん特別便」の状況 (平成20年2月12日現在)

発送	回答	対策
19年 12月17日 約30万人 12月25、26日 約18万人 20年 1月 9日 約12万人 16日 約13万人 23、24日 約30万人 30日 約5万人 2月 6日 約20万人 計 約128万人	未到達 1月7日時点 2千人強(0.5%) → 2月12日現在 6千人強(0.5%) 未回答 1月7日時点 約32万人(65.7%) ↓ 2月12日現在 約68万人(53.0%)	毎月住所変更届の有無を確認し、変更届があれば再送付、なければ市町村や事業主の協力を得て住所調査を行い、判明した新住所地に送付。 発送から3か月後及び6か月後を目途に順次、はがきによる記録の確認のお願いを実施。さらに回答のない方には訪問等を実施。
(2月13日 約40万人 2月20日 約75万人 計 約243万人)	訂正あり 1月7日時点 約2万人(4.4%) ↓ 2月12日現在 約13万人(10.1%)	再裁定等の手続を行う。
	訂正なし 1月7日時点 約14万人(29.4%) ↓ 2月12日現在 約47万人(36.4%)	<ul style="list-style-type: none"> 封筒に、十分な確認を促すための注意喚起を付記。(1月16日より) ご本人の記録である可能性が高いと考えられるもの(既に基礎年金番号で管理されている記録と今般の名寄せで該当した記録に期間の重複がなく、かつ、未統合記録に結び付く同一氏名等の方が他にいない場合等)について、電話や訪問による入念的な照会を実施。(1月25日より) 電話や来訪による照会や相談において、より具体的な情報を提供するなどにより、より積極的に記憶の呼び起こしを働きかける。(1月31日より) 加入履歴のチェックのポイントを分かりやすく示した注意喚起の資料を追加送付。(2月6日より) 2月6日前に送付した方に対して、注意喚起の資料を含め、「ねんきん特別便」を再送し、必ず相談・確認・回答いただくことを徹底。(3月下旬)

(別添資料)

「ねんきん特別便」の様式等

(平成20年度に全受給者に送付する分)

平成20年2月26日

社 会 保 険 庁

「ねんきん特別便」(平成20年度送付分)の送付から回答までの流れ(案) 説明用資料

1. 「ねんきん特別便」の送付

すべての年金受給者・被保険者（5千万件の未統合記録との突合せの結果、既に平成19年度に送付した方を除く。）に送付し、ご自身の年金記録に「もれ」や「間違い」がないか十分に確認いただき必ず回答をお願いします。

- ◆ 第1号、第3号被保険者の方は、本人に直接送付する。
- ◆ 第2号被保険者（厚生年金の被保険者、共済組合の加入者）の方には、原則として、勤務先を通じて送付する。

2. 加入記録の確認

加入記録を確認していただき、「ねんきん特別便」の記載に「もれ」や「間違い」がないかを確認。

3. 年金加入記録回答票への記入

「ねんきん特別便」の記載に「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も必ず記入いただく。

I ねんきん特別便 年金記録のお知らせ(案) (年金受給者用)

社会保険庁でわかっているあなたの年金記録は表のとおりです。「もれ」や「間違い」がないか、十分にお確かめください。ある場合も、ない場合も、必ずご回答をお願いします。

なお、表の記載では、厚生年金の標準報酬月額、国民年金の納付・未納の記録などはお示しできていませんので、少しでもご心配のある方は、社会保険事務所等にお問い合わせください。

(宛名部分)

①基礎年金番号 生年月日

(あなたの加入記録)

作成年月日 年 月 日

加入制度	お勤め先の名称または共済組合名等	資格を取得した年月日	資格を失った年月日	加入月数
国民年金				
厚生年金保険				
船員保険				
年金加入期間合計 (②+③+④)				

国民年金の加入月数の合計 →

※ 連年年金を記すためには、ご自身の「ねんきん特別便」と併せて、連年年金が記されていることになった方の加入記録を記載した「ねんきん特別便」を送付することとなります。

※このお知らせの見方については、リーフレットの2ページをご覧ください。

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号を記入

II 年金加入記録回答票 (受給者用)

送りましたすべての方にご回答をお願いします。記入にあたっては、回答のリーフレットを参考にしてください。記入いただいた内容については秘密を守ります。

ひめに、下の太枠内にご記入ください。(提出年月日 平成20年 5月10日)

①「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も必ず記入いただく。

②「もれ」や「間違い」がない場合、お勤め先の、裏面を必ずご確認ください。

③上の2.で間違えた場合は、追加すべき記録の内容や、修正すべき記録の内容を記入してください。(わかる範囲でご記入ください。)

加入制度	加入月数	お勤め先の名称または共済組合名等	資格を取得した年月日	資格を失った年月日	加入月数
国民年金					
厚生年金保険					
船員保険					
年金加入期間合計 (②+③+④)					

4.平成8年12月以前に、結婚などで姓が変わった方で、姓が変わる前にも年金に加入したことがある方は、その旧姓と姓が変わった年月日をご記入ください。

⑤⑥⑦及び⑧について、上記の欄内に書ききれない場合は、お手数ですが別途便せんなどにご記入ください。

記録に「もれ」や「間違い」があるかないかを記入

記録に「もれ」や「間違い」がある場合に、その内容を記入

平成8年12月以前に旧姓で年金に加入していた場合は、旧姓を記入

4. 年金加入記録回答票の提出

年金受給者の場合

記録に「もれ」や「間違い」がある場合

社会保険事務所又は年金相談センターで記録訂正と年金の再裁定の手続きを行う。(年金証書の提出が必要)

※ 社会保険事務所への来訪が困難な場合等には、『ねんきん特別便専用ダイヤル』で照会を受け、社会保険事務所等への郵送を案内する。

記録に「もれ」や「間違い」がない場合

同封の返信用封筒で返送する。

記録に「もれ」や「間違い」がある場合、ない場合

同封の返信用封筒で返送する。

『事業主経由による送付』

第2号被保険者（厚生年金の被保険者・共済組合等の加入者）については、原則として、勤務先において、年金加入記録回答票を取りまとめの上、社会保険事務所に一括送付

社会保険事務所等

年金証書

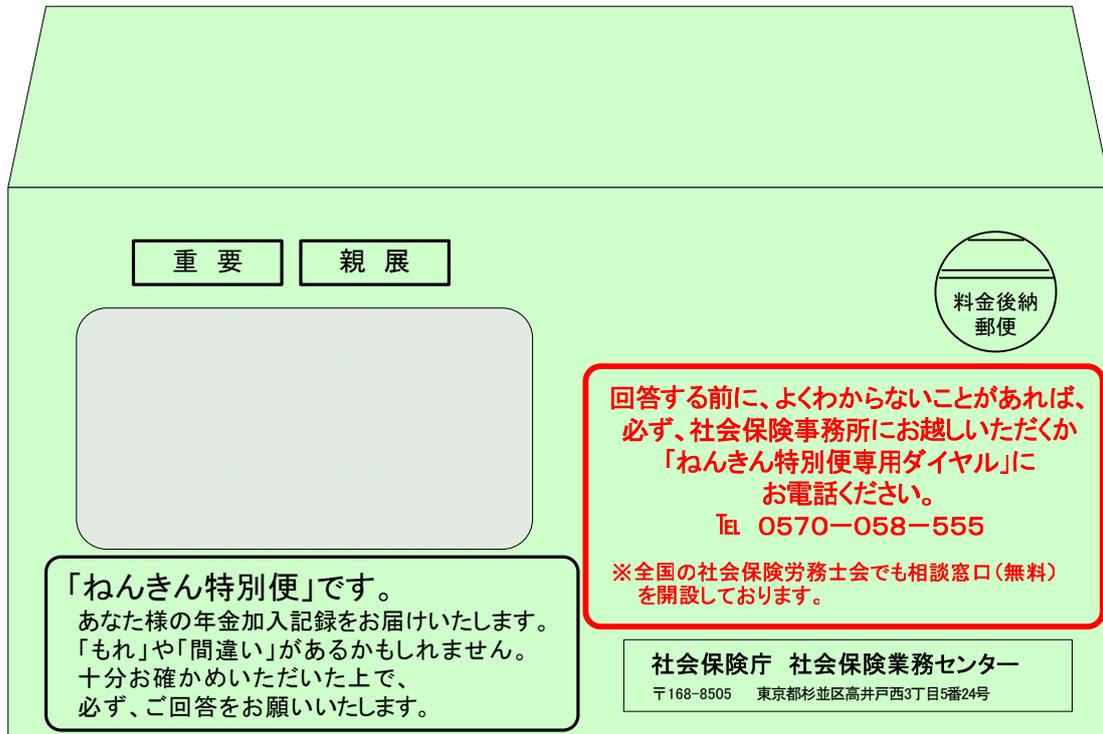
168-8505 社会保険業務センター 行

168-8505 社会保険業務センター 行

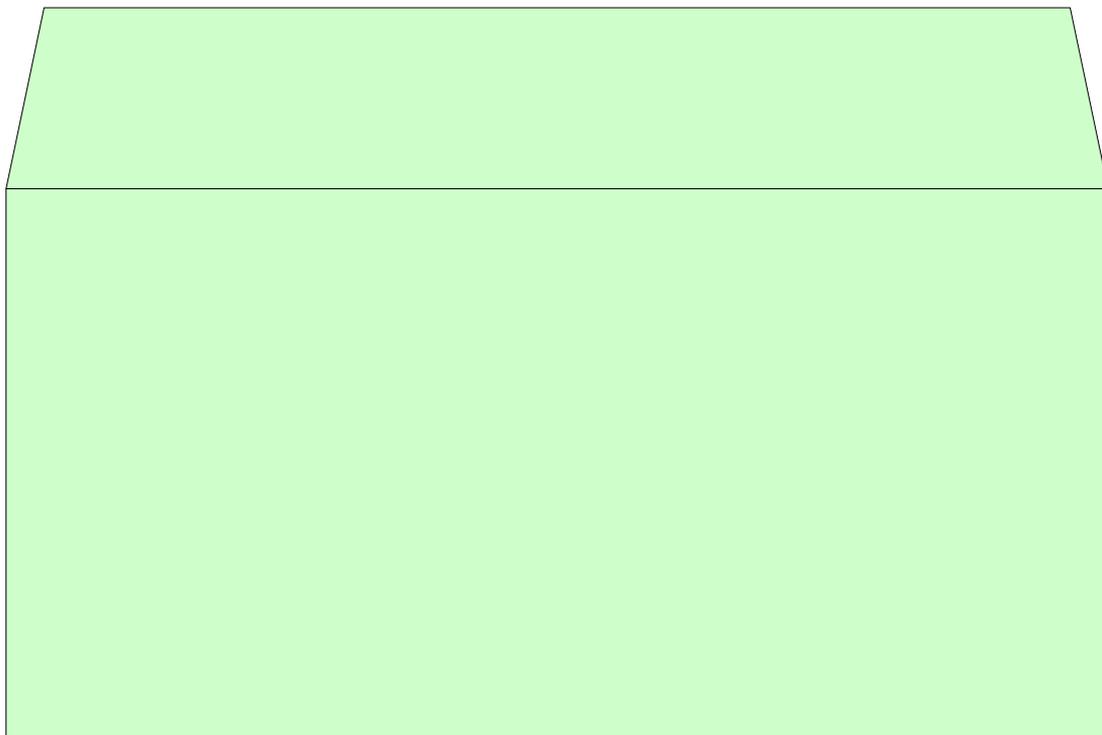
社会保険事務所に送付

ねんきん特別便 送付用封筒イメージ

【 表 】



【 裏 】





ねんきん特別便 年金記録のお知らせ (案)

(宛名部分)

社会保険庁でわかっているあなたの年金記録は表のとおりです。「もれ」や「間違い」がないか、十分にお確かめください。ある場合も、ない場合も、必ずご回答をお願いします。

なお、表の記載では、厚生年金の標準報酬月額、国民年金の納付・未納の詳細などはお示しできていませんので、少しでもご心配のある方は、社会保険事務所等にお問い合わせください。

①基礎年金番号

・生年月日

(あなたの加入記録)

・作成年月日 年 月 日

②番号		③加入制度		④お勤め先の名称または共済組合名等				⑤資格を取得した年月日		⑥資格を失った年月日		⑦加入月数
⑧国民年金							⑨厚生年金保険		⑩船員保険		⑪年金加入期間合計 (⑧+⑨+⑩)	
納付済月数	全額免除月数	4分の3免除月数	半額免除月数	4分の1免除月数	学生納付特例月数等	計	加入月数(基金)	加入期間(基金)	加入月数	加入期間		
国民年金の加入月数の合計 →												
⑫共済組合等加入月数				⑬合計加入期間 (⑪+⑫)				※ 遺族年金を受けておられる方には、ご自身の「ねんきん特別便」とは別に、遺族年金の基となっている亡くなられた方の加入記録を記載した「ねんきん特別便」を送付することとしています。				
⑭備考欄 (特例扱いの期間等)												

II 年金加入記録回答票

- ◎お送りしたすべての方にご回答をお願いします。
- ◎記入にあたっては、同封のリーフレットを参考にしてください。
- ◎ご記入いただいた内容については秘密を守ります。

必ずご回答をお願いします。

1. はじめに、下の太枠内にご記入ください。 (提出年月日 平成 年 月 日)

(フリガナ) 氏名	照会番号				
	生年月日	明治・大正 昭和・平成	年	月	日
現住所	〒 [][][][] - [][][][]				
電話番号	ご自宅 ()	ご自宅以外 ()			
代理人氏名	代理人連絡先 ()				
代理人住所					

2. お知らせした年金記録の内容に、「もれ」や「間違い」がありますか。
(十分にご確認いただき、該当する方に○を記入してください。)

<input type="checkbox"/>	① 「もれ」や「間違い」がある (→3. 4. にお進みの上、裏面を必ずご覧ください。)
<input type="checkbox"/>	② 「もれ」や「間違い」がない (→4. にお進みの上、同封の返信用封筒でご返送ください。)

3. 上の2. で①を選んだ場合は、追加すべき記録の内容や、修正すべき記録の内容を記入してください。
(わかる範囲でご記入ください。)

ア 該当番号	イ 加入制度	ウ (フリガナ) お勤め先の名称または共済組合名等	エ お勤め先の所在地または国民年金に加入していた当時の住所	オ 勤務期間または国民年金加入期間	カ 年金手帳の記号番号当時の旧姓
	国厚船共			年 月 日から 年 月 日まで	
	国厚船共			年 月 日から 年 月 日まで	
	国厚船共			年 月 日から 年 月 日まで	

4. 平成8年12月以前に、結婚などで姓が変わった方で、姓が変わる前にも年金に加入したことがある方は、その旧姓と姓が変わった年月をご記入ください。

(フリガナ) 旧姓	姓が変わった年月
	年 月
(フリガナ) 旧姓	姓が変わった年月
	年 月

(注) 3. 及び4. について、上記の欄内に書ききれない場合は、お手数ですが別途便せんなどにご記入ください。

「Ⅱ 年金加入記録回答票」は、お送りした加入記録に「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も、必ずご記入の上、

- 「もれ」や「間違い」が”ある”場合は、
お近くの社会保険事務所または年金相談センターへお越しください。
※ 社会保険事務所などへお越しただけない場合は、「ねんきん特別便専用ダイヤル」へご連絡ください。(郵送による手続方法をご案内します。)
- 「もれ」や「間違い」が”ない”場合は、
同封の返信用封筒でご返送ください。

ご質問・お問い合わせ

回答する前に、わからないことや疑問な点があれば

まずは『ねんきん特別便 専用ダイヤル』へ！



0570-058-555

※ IP 電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

(受付時間) ○月～金曜日：午前9時～午後8時まで
○第2土曜日：午前9時～午後5時まで

※オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますので、ご了承ください。
※旧3公社共済組合（JR、JT、NTT）に加入していた方について、恩給等期間（昭和31年7月前の期間）を除いた記録を記載しています。恩給等期間の確認は「ねんきん特別便専用ダイヤル」へお問い合わせください。

ご質問・お問い合わせ	ご連絡先等
①一般の年金相談について (上記以外の年金に関するお問い合わせ)	「ねんきんダイヤル」0570-05-1165
②全国の社会保険労務士会でも、無料で相談窓口を開設しております。	詳しくは、全国社会保険労務士会連合会ホームページをご確認ください。 社会保険労務士会連合会： http://www.shakaihokenroumushi.jp/
③共済制度について	・私学共済・・・日本私立学校振興・共済事業団 ・公務員共済・・・ 最後に加入していた（または現在所属している）共済組合

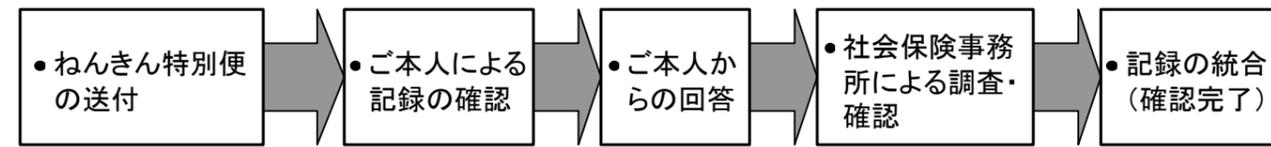
※ 休日明けやお手元にお知らせが届いた直後は混み合うことがあります。

※ 今回のお知らせでは、厚生年金の標準報酬月額や国民年金の納付・未納の詳細などはお示しできていません。少しでもご心配のある方は、社会保険事務所等へお越しいただくか、上記の「ねんきん特別便専用ダイヤル」または全国の社会保険労務士会にお問い合わせください。

社会保険庁ホームページでも「ねんきん特別便」に関するQ&Aを掲載しておりますので、併せてご利用ください。

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

特別便の送付から記録の統合までの流れ（イメージ）



◆受給者の方々には、平成20年5月までを目途に送付完了

ご質問・お問い合わせ

回答する前に、わからないことや疑問な点があれば

まずは『ねんきん特別便 専用ダイヤル』へ！

0570-058-555



※ IP 電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

（受付時間） ○月～金曜日：午前9時～午後8時まで
○第2土曜日：午前9時～午後5時まで

※オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますので、ご了承ください。
※旧3公社共済組合（JR、JT、NTT）に加入していた方について、恩給等期間（昭和31年7月前の期間）を除いた記録を記載しています。恩給等期間の確認は「ねんきん特別便専用ダイヤル」へお問い合わせください。

ご質問・お問い合わせ	ご連絡先等
①一般の年金相談について （上記以外の年金に関するお問い合わせ）	「ねんきんダイヤル」0570-05-1165
②全国の社会保険労務士会でも、無料で相談窓口を開設しております。	詳しくは、全国社会保険労務士会連合会ホームページをご確認ください。 社会保険労務士会連合会： http://www.shakaihokenroumushi.jp/
③共済制度について	・私学共済・・・日本私立学校振興・共済事業団 ・公務員共済・・・ 最後に加入していた（または現在所属している）共済組合

※ 休日明けやお手元にお知らせが届いた直後は混み合うことがあります。

※ 今回のお知らせでは、厚生年金の標準報酬月額や国民年金の納付・未納の詳細などはお示しできていません。少しでもご心配のある方は、社会保険事務所等へお越しいただくか、上記の「ねんきん特別便専用ダイヤル」または全国の社会保険労務士会にお問い合わせください。

社会保険庁ホームページでも「ねんきん特別便」に関するQ&Aを掲載しておりますので、併せてご利用ください。

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

1 必ずご確認ください・ご回答をお願いします

この度の年金記録をめぐる問題について、心よりお詫び申し上げます。一刻も早く皆様の年金記録を正しいものとするよう、最善を尽くしてまいります。

社会保険庁がわかっているあなたの年金記録をお知らせします。

今回お送りした加入記録に記載もれがないか、記載内容に間違いがないか、十分にご確認いただき、「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も、必ずご回答いただきますよう、是非ご協力をお願い申し上げます。

厚生労働大臣 **（大臣のサイン）**

2 加入記録の確認の流れ

「Ⅰ ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」を十分にご確認ください。

- ◆年金記録を確認する際には、2～3ページの見方を参考にしてください。
- ◆記録が変われば年金支給額が増える可能性が高いので、十分にご確認ください。
- ◆回答する前に、わからないことや疑問な点があれば、必ずお近くの社会保険事務所または年金相談センターにお越しいただくか、「ねんきん特別便専用ダイヤル」（TEL 0570-058-555）にお電話ください。

「Ⅱ 年金加入記録回答票」に記入してください。

「Ⅱ 年金加入記録回答票」に記入する際は、4～5ページの記入例を参考にしてください。

「Ⅱ 年金加入記録回答票」を提出してください。

年金加入記録の内容に「もれ」や「間違い」がある場合

年金証書をお持ちになり、お近くの社会保険事務所または年金相談センターでお手続きください。

- ・社会保険事務所などへお越しいただけない場合は、「ねんきん特別便専用ダイヤル」へご連絡ください（郵送による手続方法をご案内します。）

年金加入記録の内容に「もれ」や「間違い」がない場合

同封の返信用封筒でご返送ください。

- ・回答する前に、わからないことや疑問な点があれば、必ずお近くの社会保険事務所または年金相談センターにお越しいただくか、「ねんきん特別便専用ダイヤル」にお電話ください。

3 「I ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」の見方

！ 加入記録を必ずお確かめください。

※「I ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」の太枠内の加入記録を十分にご確認ください。赤字の **ア** **イ** **ウ** は、特にご確認いただきたいポイントです。

④欄(お勤め先の名称などについて)

- ◆「厚生年金保険」・「船員保険」と書かれている場合は、お勤め先が登録されていない場合があります。
- ◆ 共済組合名は記録の管理上、実際の所属と異なる共済組合名・支部名が表示される場合があります。(年金額算定上は影響ありません。)

⑧欄(国民年金の納付状況について)

◆右の例の場合には、未納の月数は74ヶ月となります。

(加入月数の合計) - (⑧欄の計) = 未納月数

【右の例の場合】
168ヵ月 - 94ヵ月 = 74ヵ月

⑧～⑬欄(加入記録について)

国民年金の納付済月数および厚生年金・船員保険の加入月数の合計をお知らせしています。

⑨欄・⑩欄(加入期間について)

坑内員(厚生年金)・船員(船員保険)であった方については、特例による計算の結果、加入期間が実際の加入月数より長くなっている場合があります。

I ねんきん特別便 年金記録のお知らせ

181-9999
東京都杉並区高井戸南 7-14-21
年金 花子 様
432109876543

①基礎年金番号
1234-567890

・生年月日 昭和17年 4月 2日
・作成年月日 平成19年12月 1日

(あなたの加入記録)

② 番号	③加入 制度	④お勤め先の名称または共済組合名等	⑤資格を取得した年月日	⑥資格を失った年月日	⑦加入 月数
1	厚年	ABC工業	昭和37. 4. 1	昭和46. 10. 1	114
2	国年	国民年金	昭和46. 10. 1	昭和58. 10. 1	144
3	厚年	年金商店	昭和59. 10. 1	昭和61. 11. 1	25
4	国年		平成 1. 4. 1	平成 3. 4. 1	24
5	厚年	東京株式会社 (厚生年金基金加入期間)	平成10. 4. 1	平成13. 8. 1	40
6	共済	〇〇共済組合	平成13. 8. 1	平成14. 4. 1	8

⑧国民年金

納付済月数	全額免除月数	4分の3免除月数	半額免除月数	4分の1免除月数	学生納付特例月数等	計
94	0	0	0	0	0	94

国民年金の加入月数の合計 → 168

⑨厚生年金保険 加入月数(基金) 179 (40) 加入期間(基金) 179 (40)

⑩船員保険 加入月数 0 加入期間 0

⑪年金加入期間合計(⑧+⑨+⑩) 273

⑫共済組合等加入月数 8 ⑬合計加入期間(⑪+⑫) 281

⑭備考欄(特例扱いの期間等)

年金を受け始めた後の厚生年金などの加入記録について

今回のお知らせでは、現在受けておられる年金額についての加入期間をお知らせしています。

そのため、年金を受け始めた後にも働かれ、厚生年金・共済制度に加入中である場合には、年金を受け始めた後の加入記録は記載されていません。その記録は、退職後に年金額に反映されます。

⑥欄(資格を失った年月日について)

年金制度に加入しなくなった年月日(退職した日などの翌日)を表示しています。

⑤欄・⑥欄(日付の空欄について)

共済制度で、月単位で記録を管理している場合は、日付は空欄となっています。

厚生年金基金について

厚生年金加入期間のうち、厚生年金基金に加入していた期間です。

【厚生年金基金についてのお問い合わせ】

- ・加入期間が10年未満で脱退された方
→ 企業年金連合会
(年金相談専用ダイヤル: 0570-02-2666)
- ・加入期間が10年以上で脱退された方と
- ・現在加入中の方
→ お勤め先(または当時のお勤め先)に確認のうえ、各厚生年金基金へお問い合わせください。

より詳しい内容を確認したい方へ

- ◆今回のお知らせでは、厚生年金などの標準報酬月額はお示しできていません。また、国民年金の納付・未納の全体状況は⑧欄でわかりますが、その詳細はお示しできていません。
- ※標準報酬月額: 保険料などを計算するために、月給を一定の幅で区分した金額に当てはめたもの。
- ◆これらの内容をご確認されたい場合には、最寄りの社会保険事務所へお越しいただくか、「ねんきん特別便専用ダイヤル」または全国の社会保険労務士会にお問い合わせください。

記録に「もれ」や「間違い」がある場合のご記入方法

ア欄…お知らせした記録に誤りがあると思われる場合は、該当する記録の番号（加入記録の②欄の番号）を記入してください。追加の場合は空欄で結構です。

イ欄…加入していた制度を○で囲んでください。

ウ欄…お勤め先の名称（本社、支社、本店、支店、営業所、工場等の名称についても）をできるだけ詳しく記入してください。

国民年金の場合は、記入の必要はありません。

エ欄…お勤め先の本社、本店等の所在地をできるだけ詳しく記入してください。詳しくわからない場合は市区町村名でも結構です。

国民年金の場合は、当時の住所をできるだけ詳しく記入してください。

オ欄…勤務期間または国民年金の加入期間を記入してください。詳しくわからない場合は、「〇〇年〇〇月頃」または「〇〇年の春(夏秋冬)頃」といった記入でも結構です。

カ欄…

・当時の「年金手帳」または「厚生年金保険被保険者証」をお持ちの方は「記号番号」を記入してください。わからない場合は、省略しても結構です。

・婚姻・養子縁組などで姓が変わる前の記録がもれている場合には、旧姓をご記入ください。

※共済制度については、制度が異なるため、別途、共済制度からも加入記録をお知らせしますので、その際に訂正が可能です。

お問い合わせ先は、6ページの③を参照

受給者用

Ⅱ 年金加入記録回答票

- ◎お送りしたすべての方にご回答をお願いします。
- ◎記入にあたっては、同封のリーフレットを参考にしてください。
- ◎ご記入いただいた内容については秘密を守ります。

必ず「回答をお願いします」。

1. はじめに、下の太枠内にご記入ください。 (提出年月日 平成 20年 5月 10日)

フリガナ氏名	ネンキン ハナコ 年金 花子	照会番号	987654321012
現住所	〒 [] - [] [] [] 東京都杉並区高井戸南7-14-21	生年月日	明治・大正 昭和・平成 17年 4月 2日
電話番号	ご自宅 03 (9999) 9999	ご自宅以外	()
代理人氏名		代理人連絡先	()
代理人住所			

2. お知らせした年金記録の内容に、「もれ」や「間違い」がありますか。
(十分にご確認いただき、該当する方に○を記入してください。)

<input checked="" type="radio"/>	① 「もれ」や「間違い」がある (→3. 4. にお進みの上、裏面を必ずご覧ください。)
<input type="radio"/>	② 「もれ」や「間違い」がない (→4. にお進みの上、同封の返信用封筒でご返送ください。)

3. 上の2. で①を選んだ場合は、追加すべき記録の内容や、修正すべき記録の内容を記入してください。
(わかる範囲で記入ください。)

ア 該当番号	イ 加入制度	ウ (フリガナ) お勤め先の名称または共済組合名等	エ お勤め先の所在地または国民年金に加入していた当時の住所	オ 勤務期間または国民年金加入期間	カ 年金手帳の記号番号 当時の旧姓
	<input checked="" type="radio"/> 国厚 船共	タカイド カブシキガイシャ 高井戸株式会社	東京都杉並区 高井戸北6-5-4	昭35年 4月 1日 日から 昭37年 3月 31日 日まで	1234-555555 鈴木
2	<input checked="" type="radio"/> 国厚 船共		東京都渋谷区 社保町1-2	昭46年 10月 1日 日から 昭59年 9月 30日 日まで	
	<input type="radio"/> 国厚 船共			年 月 日 日から 年 月 日 日まで	

4. 平成8年12月以前に、結婚などで姓が変わった方で、姓が変わる前にも年金に加入したことがある方は、その旧姓と姓が変わった年月をご記入ください。

フリガナ旧姓	スズキ ハナコ 鈴木 花子	姓が変わった年月	昭46年 10月
フリガナ旧姓		姓が変わった年月	年 月

(注)3. 及び4. について、上記の欄内に書ききれない場合は、お手数ですが別途便せんなどにご記入ください。

太枠内についてご記入ください

氏名、生年月日、性別、現住所、電話番号をご記入ください。

お届けした氏名・生年月日・住所が異なっている場合には、お手数ですが、別途、お近くの社会保険事務所又は年金相談センターの窓口で、変更の手続きをお願いします。

代理人について

・ご本人が病気、ケガなどにより記入できず、代理の方がこの回答票を記入された場合に、ご記入ください。

十分にご確認の上、ご回答ください

◆ 2～3ページを参考に、年金記録にもれがないか、記載内容に間違いがないか、十分にご確認いただき、該当する方に○を記入してください。

◆ 回答する前に、わからないことや疑問な点があれば、必ずお近くの社会保険事務所または年金相談センターにお越しいただくか、「ねんきん特別便専用ダイヤル」にお電話ください。

旧姓と姓が変わった年月をご記入下さい

◆ 平成8年12月以前に婚姻・養子縁組などで姓が変わった方で、姓が変わる前にも年金に加入したことがある方は、その当時の記録が別々になっているかもしれませんので、旧姓と姓が変わった年月をご記入ください。